入間市公式 SNS 運用方針

令和2年7月1日 施行令和4年4月1日 改訂

1.目的

入間市の魅力を高めることができる情報を発信することにより、入間市をより身近に感じて もらうこと、及び災害発生時などの緊急情報の発信を目的に運営する。

2. 運営主体

運営主体は入間市企画部秘書課未来共創推進室とし、運営責任者は未来共創推進室長とする。

3. アカウント情報等

(1) Facebook

アカウント名 入間市公式フェイスブック URL http://www.facebook.com/city.iruma

(2)X(旧Twitter)

アカウント名 入間市公式 X (旧ツイッター) URL https://twitter.com/_irumacity

(3)LINE

アカウント名 入間市公式LINEアカウント ID @irumacity

(4) YouTube

アカウント名 入間市公式 YouTube チャンネル URL https://www.youtube.com/c/irumacity

4. 市から発信する情報の内容

入間市の魅力やイベント、催し物、防災、水道等の情報を発信する。

入間市公式 X (旧 Twitter) は入間市公式モバイルサイトメール配信サービス「茶の都メール」と自動連携し、その内容を発信するものとする。

また、災害発生時などの緊急時には有益な情報を発信する。

5. 対応時間

運営者が投稿を行う時間は、原則として開庁時間内(平日の8時30分から17時15分)とする。ただし、運営責任者が必要と判断した場合は、この限りではない。

6. コメント等への対応

入間市公式 SNS は、専ら情報発信を行うものとし、原則として利用者からのコメントに対しての返信は行わず、意見、問い合わせについては、入間市公式ホームページの「メールでのお問い合わせ」において受け付けるものとする。

7.個人情報の取り扱いについて

「いいね!(ハートマーク)」やコメントの投稿などにより、公開される個人情報等については、利用者が各アカウントの利用規約に基づいて公開を承認したものとみなす。

各アカウントで取得した個人情報については、「入間市個人情報保護条例」に基づき、適切 に取り扱うこととする。

8.禁止事項

利用者が各アカウントにコメント投稿等をするにあたり、以下のような内容の投稿は禁止し、 違反が認められた場合は、運営者の判断により予告なく投稿の削除、その他の必要な措置をと ることとする。

- (1) 法律、法令等に違反する内容または違反するおそれがある内容
- (2) 公序良俗に反する内容
- (3) 入間市、他の利用者または第三者を誹謗中傷または権利を侵害する内容
- (4) 政治、選挙、宗教活動またはこれらに類するものを目的とする内容
- (5) 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害するおそれのあるもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を主な目的とする内容
- (7) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容、単なるうわさやうわさを助長させるもの
- (9) わいせつな表現などを含む内容
- (10) 本人の許諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなどのプライバシーを侵害する内容
- (11) 有害なプログラム等
- (12) 当ページに関係ない内容
- (13) その他、本市が不適切と判断した情報およびこれらの内容を含むホームページへのリンク

9. 知的財産権

各アカウントに掲載している個々の情報(文章・写真・イラストなど)に関する知的財産権 (商標権、著作権等のすべての権利)は、入間市あるいは入間市以外の原著作者に帰属する。 掲載している個々の情報の内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法 上認められた場合を除き、無断での複製・転用を禁止する。ただし、各アカウントへのリンク や、「シェア(リポスト)」の機能を使用するなど、転載の対象となる内容を改編せず、また 出所を明記する場合、掲載を可能とする。

10. 免責事項

- (1) 入間市は、当ページの掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではない。
- (2) 入間市は、利用者により投稿されたコンテンツに対して一切の責任を負わない。
- (3) 入間市は、利用者間、もしくは利用者と第三者のトラブルによって利用者または、第三者に生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。

- (4) 入間市は、各アカウントへ利用者により投稿されたコンテンツを利用または信用したことにより第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- (5) 入間市は、上記の(1) ~ (4) の他、各アカウントに関連する事項に起因、または関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。
- (6) 入間市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合がある。
- (7) 変更後の運用方針は、別途定める場合を除き、入間市公式ホームページ上に掲載した時点から効力を生じるものとする。

11. 附則

- (1) この方針は、令和2年7月1日から施行する。
- (2) この方針は、令和4年4月1日から施行する。